

地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

政府は、本年度を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中間年として、現在の取組を更に深化させるとともに、地方創生に資する大学改革、研究機関等の地方移転、遊休資産活用による商業活性化など、地方創生を加速化するための新たな取組を行い、地方創生の新展開を図るとしている。

地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないよう公平な条件を整えたいうで、国・都道府県・市町村等がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

このような観点から、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にしたうで、少子化への対応や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、複数の関係省庁が連携して実効性のある取組を進められる環境を整備し、早急の実施すべきである。あわせて、国と地方の協議の場の実効性の確保、地方の提案に基づく権限移譲等の推進、義務付け・枠付けの見直し、役割分担に見合った税財源配分の実現など、地方分権改革についても、より一層推進すべきである。

地方創生に資する大学改革については、地方大学（地方のサテライトキャンパス等を含む）が、地域におけるシンクタンク機能を担い、地域の将来を支える人材や産業を育成し、若者の県内定着を導くなど、地域の産官学のネットワークの中核として地方創生の推進に多大な貢献をしていることを踏まえ、地方大学を地域の「知の拠点」として明確に位置づけることが必要である。

こうした基本的な考え方に立って、東京一極集中の是正を図るため、東京の大学・学部の新増設の抑制及び定員管理の徹底を図るとともに、地方創生に資する取組が弱まることのないよう地方大学の運営基盤の充実を図るべきである。

多くの地方大学では、地域ニーズを踏まえた学問分野の再構築や人材育成に積極的に取り組み始めているが、その成果を得るには一定の時間が必要であり、近視眼的に国公私の機能分担や隣接県の国立大学間の学部・学科の再編・統合等を進めるというような考えは、東京一極集中を加速させる懸念がある。

国においては、地方創生の取組が国民運動的に展開されるよう、国民の関心を高める広報・啓発活動をより一層充実し、分権型社会の実現に向けた積極的な取組を行うとともに、地方が創意工夫により、多様な主体と連携を図りながら、地方への移住定住政策をはじめとする地方創生に資する取組を安定的に実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続、地方創生推進交付金等の継続実施及び弾力的な運用などについて必要な措置を積極的かつ確実に講じられたい。

以上決議する。

平成 29 年 6 月 7 日

全 国 市 長 会